

草津市公報

発行日 令和5年3月15日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第5号
発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(077-563-1234)

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 規 則

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(交通政策課) 2

◎ 告 示

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱(交通政策課) 2

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱

(草津川跡地整備課) 5

草津市議会定例会の招集について(総務課) 6

生活保護法第55条第1項の規定に基づく医療扶助のための指定医療機関の廃止の届出について

(生活支援課) 6

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律および生活保護法の規定に基づく医療扶助のための指定医療機関の廃止の届出について(生活支援課) 6

認可地縁団体の変更について(まちづくり協働課) 6

公示送達について(介護保険課) 6

公示送達について(納税課) 8

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 11

農用地利用集積計画について(農林水産課) 11

大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業の書類の送付に代えて掲示されている旨の公告につい

て(都市地域戦略課) 11

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 12

草津市児童遊園の利用開始について(公園緑地課) 12

◎ 教育委員会告示

公印の新調および廃止について(教育総務課) 12

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について 13

選挙人名簿の登録の移し替えの延期について 13

投票所の指定について 13

期日前投票所の指定について 13

投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所について 14

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について 14

投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時、場所および方法について	14
ポスターの掲示場の設置場所について	15

◎ 選挙管理委員会公告

個人演説会等の施設の設備の程度について	15
個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額について	22

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	27
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課）	28
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	28
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	28
公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）	28

規則

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月27日

草津市長 橋川渉

草津市規則第2号

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則（平成26年草津市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

- 「□信号無視【3箇月以下の懲役または5万円以下の罰金】」を
- 「□信号無視【3箇月以下の懲役または5万円以下の罰金等】」に、
- 「□二人乗り【2万円以下の罰金または科料】」を
- 「□二人乗り【2万円以下の罰金または科料等】」に、
- 「①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○夜間はライトを点灯
○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
⑤子どもはヘルメットを着用」を
- 「①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯
④飲酒運転は禁止
⑤ヘルメットを着用」に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年2月27日掲示済み）

告示

草津市告示第23号

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月16日

草津市長 橋川渉

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内物流機能の維持を図るために、厳しい経営状況に置かれている市内中小貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する額を対象に、予算の範囲内において草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時点で貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を経営し、令和3年4月から令和5年1月までの運行実績があること。
- (2) 草津市内に本社もしくは営業所を置く法人または住所地を有する個人事業主であること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であること。
- (4) 次のいずれかに該当するものは除く。
 - ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - イ 発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

- (5) 申請者または従業員等が、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- （交付対象車両）

第3条 補助金の交付対象車両は、事業者が貨物自動車運送事業の用に供する車両とする。

2 前項の車両は、令和4年9月30日時点で滋賀運輸支局に登録され、営業用として保有している令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間に運行した軽油を燃料とするトラック（被けん引車を除く。）とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、交付対象車両1台につき9,000円とする。

（補助金の交付申請等）

第5条 事業者は、補助金の交付申請をしようとするときは、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月3日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者に関する情報（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 申請する車両の自動車検査証および貨物自動車運送事業許可証の写し（一般社団法人滋賀県トラック協会の会員は除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をもって、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正な手段により補助を受けたことが明らかになつたときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（調査等）

第9条 市長は、本事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、事業者はその調査等に応じなければならない。

（関係書類の保存期間）

第10条 事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年2月16日から施行し、令和4年10月1日以後に実施された事業に適用する。
（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条第1項に規定する補助金の交付申請をした事業者については、この要綱は、同日後も、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

草津市長 あて

住 所
名 称
代表者名 ㊞

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付申請書

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金_____円を交付されるよう、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

関係書類

- (1) 申請者に関する情報等（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 申請する車両の自動車検査証および貨物自動車運送事業許可証の写し（一般社団法人滋賀県トラック協会の会員は除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

営業所等に関する情報

1 草津市内の営業所の名称および位置

営業所番号	営業所の名称	営業所の位置	事業所番号

※申請時点の情報を記載してください。

2 補助金額

1台あたりの額	申請車両	補助金額
9,000円	台	円

3 事業用車両の明細（被けん引車を除く。）

台数	登録番号（ナンバー） 【例】滋賀〇〇〇〇〇〇-〇〇	車両種別 (普通/小型)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

様式第2号（第5条第1項第1号関係）

受付番号 _____

※受付番号は記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	<input type="checkbox"/> 一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> トラック協会会員	
		<input type="checkbox"/> 特定貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/> 個人事業主	<input type="checkbox"/> 非会員	
		※いずれかにチェック	※いずれかにチェック	※いずれかにチェック	
	許可書に記載の事業者番号(12桁)				
	フリガナ				
	〔法人〕法人名 〔個人〕屋号				
	〔法人〕代表者 〔個人〕役職・氏名 〔個人〕氏名				
	法人代表者 個人事業主 生年月日	S:昭和 H:平成	年	月	日
	〔法人〕本拠地所在地 〔個人〕自宅住所	〒		都・道・府・県	市・区・町・村
	※番地や建物名まで記載してください。				
電話番号	担当者名				
担当者 電話番号	連絡先 メールアドレス				
常時使用する従業員数(人)	<input type="checkbox"/> 300人以下 (人)	資本金額 (法人のみ)	<input type="checkbox"/> 3億円以下 (万円)		
※次の条件に該当しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数または出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数または出資金額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員またはは職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業 				
法人番号 (法人のみ)					

申請する事業用車両（被けん引車を除く。）の数（合計） _____ 台

※申請区分ごとに様式第2号を作成し、添付してください。

※申請前に必ず、申請者において書類の控えをお取りいただき、保管してください。

16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

※申請車両は、令和4年9月30日時点で滋賀運輸支局に登録され、令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間に使用した車両（滋賀ナンバー）に限る。

※行が足りない場合は、本様式とは別に「事業用車両の明細」を記載すること。

※申請する事業用車両数と同数の車両を記載すること。

一般社団法人滋賀県トラック協会の会員は、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱第2条第1号に規定する要件を満たしている事業者であり、同要綱第3条に規定する車両は、上記に記載のとおりで相違ないことを確認した。

年 月 日

一般社団法人滋賀県トラック協会
会長 ㊞

4 添付書類（一般社団法人滋賀県トラック協会の会員は除く。）

自動車検査証および貨物自動車運送事業許可証の写し

様式第3号（第5条第1項第2号関係）

誓約書

私は、「草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金」を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。
記

- ・交付要件を全て満たしています。
- ・業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しています。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことまたは交付額が過大であったことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・草津市から検査、報告または是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・補助金の審査に必要な限度で、補助金の申請書および提出資料に記載された情報を直接他の行政機関等に提供されることに同意します。
- ・他の行政機関等が実施する補助金等の交付要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、補助金の申請書および提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接提供されることに同意します。
- ・草津市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書および提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・草津市に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書および提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・補助金の申請内容を確認するための調査に応じることができるよう、申請書類のほか根拠書類についても5年間適切に保存し、草津市から求めがあった場合には、提出します。
- ・代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、滋賀県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

年　月　日

草津市長 あて

法人本社所在地または個人自宅住所

法人名（法人のみ）または屋号（個人事業主のみ）

法人代表者職・氏名または個人氏名

※法人の代表者または個人事業主が自署してください（法人の場合は、代表者印の押印でも可）。

様式第4号（第6条第1項関係）

第　年　月　日

様

草津市長

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった標記補助金については、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金_____円

様式第5号（第7条関係）

年　月　日

草津市長 あて

住 所
名 称
代表者名 ㊞

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付請求書

令和　年　月　日付け 第　号で交付決定があつた標記補助金について、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金_____円

<振込先金融機関>

金融機関の名称	
預貯金の種別	
口 座 番 号	
ふりがな 口座	名義人

(令和5年2月16日掲示済み)

草津市告示第24号

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月17日

草津市長 橋 川 渉

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱（平成29年草津市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 普通駐車および夜間駐車に係る料金の合計額が600円を超える場合は、24時間当たりの限度額を600円とする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年2月17日掲示済み)

草津市告示第25号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月17日

草津市長 橋川渉

1 期日 令和5年2月24日

2 場所 草津市議会議場

(令和5年2月17日掲示済み)

名称	所在地	廃止年月日
大西医院	草津市東矢倉一丁目 6-26	令和5年3月31日

(令和5年2月21日掲示済み)

草津市告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年2月21日

草津市長 橋川渉

名称	所在地	廃止年月日
大西医院	草津市東矢倉一丁目 6-26	令和5年3月31日

(令和5年2月21日掲示済み)

草津市告示第27号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出がありましたので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年2月21日

草津市長 橋川渉

草津市告示第28号

平成23年草津市告示第198号により告示した事項に変更があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項後段の規定により告示する。

令和5年2月21日

草津市長 橋川渉

1 名称

新浜町内会

2 変更があった事項

代表者の氏名および住所

服部 正司

草津市新浜町776番地

3 変更日

令和3年4月1日

(令和5年2月21日掲示済み)

草津市告示第29号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月1日

草津市長 橋川渉

1 送達すべき書類

令和4年度 介護保険料額決定通知書
 令和4年度 第3期介護保険料督促状
 令和4年度 第4期介護保険料督促状
 令和4年度 第5期介護保険料督促状
 令和4年度 第6期介護保険料督促状
 令和4年度 第7期介護保険料督促状
 令和4年度 第8期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年3月8日に送達
があったものとみなす。

令和4年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	万木 昇	草津市木川町356番地15

令和4年度第3期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

令和4年度第4期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

令和4年度第5期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

令和4年度第6期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

令和4年度第7期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号 レドンダカサ玉川
2	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

令和4年度第8期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
2	奥村 恒司	草津市山寺町471番地
3	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

(令和5年3月1日掲示済み)

草津市告示第30号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納稅課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月1日

草津市長 橋川渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 8件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 18件 |
| (3) 軽自動車税（種別割）督促状 | 1件 |
| (4) 国民健康保険税督促状 | 43件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 3件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 5件 |
| (7) 差押解除通知書 | 1件 |

計79件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年3月8日に送達
があったものとみなす。

氏名	住所	市・県・税	固定資産・都市計画税
1 鎌谷 勝彦	草津市南寺地町5-8-1番地 1-1-21-2号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
2 齐藤 浩史	草津市南木原本町1-3-8-0番地 1-1-4-0号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
3 YOUNAS HAMZA	草津市野路東五丁目2-6番4-6-1-10号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
4 YOUNAS HAMZA	草津市野路東五丁目2-6番4-6-1-10号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
5 YOUNAS HAMZA	草津市野路東六丁目2-6番4-6-1-10号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
6 畠山 智治	草津市野路東六丁目2-6番3-1-0-1号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
7 畠山 智治	草津市野路東六丁目2-6番3-1-0-1号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
8 PHAM DINH LONG	ベトナム	ヨシダ申税	ヨシダ申税
1 大成開発 株式会社	大阪市北区西尾町1-7番地	ヨシダ申税	ヨシダ申税
2 井上 秀夫	東京都八王子市左入町4-1-4番地1 八王子庄	ヨシダ申税	ヨシダ申税
3 木原 伸一	草津市南木原本町3番5号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
4 田中 千太郎	草津市南木原本町	ヨシダ申税	ヨシダ申税
5 井上辰之助	草津市南木原大路一丁目1-8番2-6号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
6 菊林 多一郎	草津市南木原大路一丁目7番1-2-1-0-8号 TOWER・1-1-1	ヨシダ申税	ヨシダ申税
7 田井 雅子	草津市南木原大路一丁目7番1-2-1-0-8号 TOWER・1-1-1	ヨシダ申税	ヨシダ申税
8 有賀会社 東海住建	草津市西大路町1-0番5-1-1-0-5号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
10 田中直男	草津市西大路町2-0-7番地7-8	ヨシダ申税	ヨシダ申税
11 株式会社 アースディ	草津市南木原東町1-4-4-3番地1	ヨシダ申税	ヨシダ申税
12 山本 利太郎	草津市南木原東町1-6番2号 ラストビル	ヨシダ申税	ヨシダ申税
13 スニセ不動産販売 株式会社	草津市南山四丁目8番1-2号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
14 大脇 伸也	草津市南山四丁目8番2-5号 岩杉グラントビル九階	ヨシダ申税	ヨシダ申税
15 横田 栄一	草津市北区木宏町1-7番地	ヨシダ申税	ヨシダ申税
16 桑都開発 株式会社	大阪市北区九条西4-1-1-5番6号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
17 長田 光	大阪市西区九条西4-1-1-5番6号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
18 小保田 喜三郎	京都府伏見区向島町7-8番地の1-15	ヨシダ申税	ヨシダ申税
1 中村 飛	京都府伏見区向島町7-8番地の1-15	ヨシダ申税	ヨシダ申税
1 田川 真平	京都府伏見区向島町1-1-0-0-1号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
2 田川 武史	京都府伏見区向島町1-3-5-2-0-1号 シヤンゴール1	ヨシダ申税	ヨシダ申税
3 町田 博章	京都府伏見区向島町1-5番2-3-0-1号 ハイコート	ヨシダ申税	ヨシダ申税
4 滝園 光博	京都府伏見区向島町1-3-1番9-3-1-2-2号 アージェンス草津	ヨシダ申税	ヨシダ申税
5 横田 浩志	京都府伏見区向島町1-0-2-0番地2-2スチーデン宇野 1-3-0-2号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
6 大比賀 光樹	京都府伏見区向島町1-6番7号 ハイツ高麗 3-0-6号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
7 駒井 景子	京都府伏見区向島町1-9番3-3-4-0-3号 ブリムヅエール	ヨシダ申税	ヨシダ申税
8 井戸口 武	京都府伏見区向島町1-8番5-0号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
9 田面 美愛	京都府伏見区向島町1-9-7-0番地5-1-2-0-8 ショトリール	ヨシダ申税	ヨシダ申税
10 清田 瑞樹	京都府伏見区向島町1-7-0番5-5-3-0-1号 ハヤシ登記館	ヨシダ申税	ヨシダ申税
11 田淵 凌汰	京都府伏見区向島町1-1-6-6番地1-1-5-0-1-6 タイキン山手住宅	ヨシダ申税	ヨシダ申税
12 通分 昭	京都府伏見区向島町1-1-6-6番地1-1-5-0-1-6 タイキン山手住宅	ヨシダ申税	ヨシダ申税
13 通分 昭	京都府伏見区向島町1-1-6-6番地1-1-5-0-1-6 タイキン山手住宅	ヨシダ申税	ヨシダ申税
14 通分 昭	京都府伏見区向島町1-1-6-6番地1-1-5-0-1-6 タイキン山手住宅	ヨシダ申税	ヨシダ申税
15 通分 昭	京都府伏見区向島町1-1-6-6番地1-1-5-0-1-6 タイキン山手住宅	ヨシダ申税	ヨシダ申税
16 通分 昭	京都府伏見区向島町1-1-6-6番地1-1-5-0-1-6 タイキン山手住宅	ヨシダ申税	ヨシダ申税
17 通分 昭	京都府伏見区向島町1-1-6-6番地1-1-5-0-1-6 タイキン山手住宅	ヨシダ申税	ヨシダ申税
18 PHAM THI LAN HUONG	京都府伏見区向島町4-7-6番地4-0-4 ブライムコート草津	ヨシダ申税	ヨシダ申税
19 井手口 劳弘	京都府伏見区向島町4-2-0番3-6号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
20 阪藤 良郎	京都府木原町8-6-4番地 レジデンス草津 2-0-4号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
21 梶浦 一信	京都府木原町9-0-9番地 木原町地 2-5-3-2号	ヨシダ申税	ヨシダ申税
22 戸木 昭	京都府木原町9-5-2番地2-8	ヨシダ申税	ヨシダ申税
23 佐山 真	京都府木原町9-5-5番地3-1-0-1 砂池田地	ヨシダ申税	ヨシダ申税
24 間宮 匠	京都府木原町7-0番3-6-0号 リヴィエール・ベルジエ	ヨシダ申税	ヨシダ申税
25 YOUNAS HAMZA	京都府木原町7-0番2-6番4-6-1-1-0号 マーベルハイツB棟	ヨシダ申税	ヨシダ申税
26 YOUNAS HAMZA	京都府木原町7-0番2-6番4-6-1-1-0号 マーベルハイツB棟	ヨシダ申税	ヨシダ申税
27 YOUNAS HAMZA	京都府木原町7-0番2-6番4-6-1-1-0号 マーベルハイツB棟	ヨシダ申税	ヨシダ申税

28 YOUNAS HAMZA	草津市野路東五丁目2番46-1-110号 マリーベルハイツB棟	金和4年度第5期
29 YOUNAS HAMZA	草津市野路東四丁目1-3番8-1-110号 マリーベルハイツB棟	金和4年度第6期
30 1 HUAJING	草津市野路東四丁目1-3番8-1-110号 マリーベルハイツB棟	金和4年度第6期
31 富木 順男	草津市野路東九丁目1-1番8-1-303号 ALTA賃貸ビル	金和4年度第7期
32 井上 健	草津市野路町2-7番地1-2-0-1 ベルエボック	金和4年度第7期
33 平野 誠士	草津市野路町3番地1-1-14	金和4年度第7期
34 滝野 成人	草津市矢張町1-5番地1-5-2-3 カーサ・ソラーツオ	金和4年度第7期
35 北野 雅己	草津市矢張町6番地3-9	金和4年度第7期
36 山野 美恵	草津市南笠山二丁目1-6番1-0-2	金和4年度第7期
37 斎藤 一	草津市南笠山二丁目2-2番1-5-1号	金和4年度第7期
38 久保 康司	草津市南笠山二丁目6番6-4-0-2号 ユニオンビル	金和4年度第7期
39 磯井 聖哉	草津市南笠山二丁目9番3号	金和4年度第7期
40 LIU ZIYUE	草津市南笠山二丁目7番2-1-1-309号 ラヴィニア・キタムラ	金和4年度第7期
41 NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市南笠山二丁目1-8番2-0-1号 ライスクールド	金和4年度第7期
42 CHANG HEXIANG	草津市南笠山二丁目2番4-5-1-702号 ライスクールド	金和4年度第7期
43 渡谷 大器	草津市笠山二丁目3番6-9-4-12号 グローバルハイツⅢ	金和4年度第7期

差押調査書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
1 WANG JIA LONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1-707号スチュードントH I ROSE	発番 草納発第1224号 令和4年 11月10日
2 ALBERT STEVEN CAHYADI	東京都品川区大井5丁目8番6号スカイコートプライム大井町 303	発番 草納発第1312号 令和4年 11月28日
3 岩田 植次	草津市青地町235番地12	発番 草納発第10256号 令和5年 1月31日

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
1 WANG JIA LONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1-707号スチュードントH I ROSE	発番 草納発第1391号 令和4年 11月30日
2 ALBERT STEVEN CAHYADI	東京都品川区大井5丁目8番6号スカイコートプライム大井町 303	発番 草納発第10066号 令和4年 12月22日
3 松本 陽雅	熊本県熊本市中央区坪井4丁目18番2号グレースコート坪井305	発番 草納発第10092号 令和4年 12月26日
4 佐々利 淳	草津市青地町663番地1シャーメゾン青地 203号	発番 草納発第10287号 令和5年 1月31日
5 堀内 省三	草津市西渋川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	発番 草納発第10316号 令和5年 2月 6日

差押解除通知書 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
1 山崎 正弘	草津市青地町213番地1-408デイアコート青地1	発番 草納発第10200号 令和5年 1月13日

(令和5年3月1日掲示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月17日

草津市長 橋川涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市月輪三丁目24番1-205号 小浜 玄、小浜 愛海	草津市南山田町字山寺867番 16	200.68m ²	R5.2.17	1651

(令和5年2月17日掲示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年2月20日

草津市長 橋川涉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和5年2月20日から
令和5年3月20日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和5年2月20日掲示済み)

公 告

大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業の書類の送付に代えて掲示されている旨の公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項および同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えて、その内容が南草津プリムタウン土地区画整理組合事務所（滋賀県草津市南笠町1270番地）に令和5年2月20日から掲示されていることを公告します。

令和5年2月21日

草津市長 橋川涉

書類の送付を受けるべき者 氏 名	土地の表示	
	住所（又は最後の住所）	
保證責任老人 信用販売購買 利用組合	草津市大字野路514番地の1	草津市南笠町字黒土692番

(令和5年2月21日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月21日

草津市長 橋川渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大阪市西区江戸堀一丁目3番20号 株式会社 ワキタ 代表取締役 脇田 貞二	草津市矢橋町字馬ノ座87番1 の一部 外2筆	4,732.32m ²	R5.2.21	1652

(令和5年2月21日掲示済み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）
第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月1日

草津市長 橋川渉

名称	位置	利用開始の期日
青地後町第五児童遊園	草津市青地町字後町532番9	令和5年3月1日

(令和5年3月1日掲示済み)

令和5年2月16日

草津市教育委員会
教育長 藤田雅也

1 新調印

(1) 滋賀県草津市立高穂中学校長之印



用 途 草津市立高穂中学校長名をもって発する文書用

開始日 令和5年4月1日

2 廃止印

(1) 滋賀県草津市立高穂中学校長之印



廃止日 令和5年3月31日

(令和5年2月16日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第3号

公印の新調および廃止について

公印を新調および廃止するので、草津市教育委員会
公印規則（平成4年草津市教育委員会規則第4号）第
7条第2項の規定に基づき告示する。

選挙管理委員会告示

草選委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年3月1日現在において、次のとおりである。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

50分の1の数	2,225人
6分の1の数	18,540人
3分の1の数	37,080人

(令和5年3月1日掲示済み)

草選委告示第2号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移し替えを次の期間延期することを定める。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

登録の移替えを延期する期間

令和5年3月22日から滋賀県議会議員一般選挙の期日まで

(令和5年3月1日掲示済み)

草選委告示第3号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における各投票区投票所を次の場所に設ける。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

各投票区投票所 別紙のとおり

投票所一覧	投票所	所在地
第 1 投票区	草津市立志津南まちづくりセンター	草津市 若草五丁目 10番地
第 2 投票区	草津市立志津小学校体育館	草津市 青地町 8-27番地
第 3 投票区	草津市立志津まちづくりセンター	草津市 青地町 5-6 1番地
第 4 投票区	追分町会館	草津市 追分五丁目 6番5号
第 5 投票区	渡川中町会館	草津市 渡川一丁目 7番14号
第 6 投票区	草津市立渡川まちづくりセンター	草津市 西渡川二丁目 9番38号
第 7 投票区	草津市立大路まちづくりセンター	草津市 大路二丁目 9番11号
第 8 投票区	西大路第三町内会集会所	草津市 西大路町6-27-1
第 9 投票区	砂原会館	草津市 東草津一丁目 4番20号
第 10 投票区	草津市立草津まちづくりセンター	草津市 草津一丁目 4番33号
第 11 投票区	草津市立西一会館	草津市 草津町1446番地1
第 12 投票区	辻田会館	草津市 草津三丁目 13番81号
第 13 投票区	矢倉町会館	草津市 矢倉二丁目 1番7号
第 14 投票区	草津市立矢倉まちづくりセンター	草津市 東矢倉二丁目 13番6号
第 15 投票区	野路コミュニティセンター	草津市 野路七丁目 1番18号
第 16 投票区	桜ヶ丘会館	草津市 桜ヶ丘四丁目 3番4号
第 17 投票区	草津市立老上小学校多目的室	草津市 野路町5-17番地
第 18 投票区	草津市立南笠東小学校体育館	草津市 南笠東四丁目 4番1号
第 19 投票区	南笠公民館	草津市 南笠町1217番地1
第 20 投票区	草津市立橋岡会館	草津市 橋岡町7-1番地
第 21 投票区	矢橋総合会館	草津市 矢橋町1199番地1
第 22 投票区	新浜会館	草津市 新浜町6-8番地1
第 23 投票区	草津市立新田会館	草津市 木川町8-9番地3
第 24 投票区	出屋敷会館	草津市 木川町8-3番地1
第 25 投票区	野路小林町自治会館	草津市 野路二丁目 13番2号
第 26 投票区	木川町農業会館	草津市 木川町5-17番地
第 27 投票区	草津市立山田まちづくりセンター	草津市 南山田町6-7-8番地
第 28 投票区	北山田会館	草津市 北山田町7-8-7番地
第 29 投票区	南山田会館	草津市 南山田町7-7-6番地
第 30 投票区	野村会館	草津市 野村五丁目 2-6番20号
第 31 投票区	草津市立笠縫まちづくりセンター	草津市 上笠一丁目 6番3号
第 32 投票区	草津市立笠縫東小学校正面玄関内	草津市 平井三丁目 8番1号
第 33 投票区	駒井沢町公民館	草津市 駒井沢町3-1-7番地1
第 34 投票区	下笠会館	草津市 下笠町3-0-0番地2
第 35 投票区	草津市立常盤東総合センター	草津市 芦浦町3-1-9番地1
第 36 投票区	下物会館	草津市 下物町1-1-3番地1
第 37 投票区	草津市立常盤まちづくりセンター	草津市 志那中町1-1-1番地1
第 38 投票区	吉田町会議所	草津市 志那町2-6-20番地

(令和5年3月1日掲示済み)

草選委告示第4号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における期日前投票所を次の場所に設ける。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

1 草津市役所2階 特大会議室 草津市草津三丁目13番30号

4月1日（土）から4月8日（土）まで
午前8時30分から午後8時まで

2 草津市立市民交流プラザ ロビー 草津市野路一丁目15番5号
4月1日（土）から4月8日（土）まで
午前10時から午後8時まで

3 エイスクエア SARA北館1階 草津市西渋川一丁目18番38号
4月1日（土）から4月8日（土）まで
午前10時から午後8時まで

4 イオンモール草津 モール棟2階 草津市新浜町300
4月1日（土）から4月8日（土）まで
午前10時から午後8時まで

5 立命館大学 セントラルアーク 草津市野路東一丁目1番1号
4月6日（木）から4月7日（金）まで
午前10時から午後6時まで

(令和5年3月1日掲示済み)

草選委告示第5号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の規定による不在者投票について、投票用紙および不在者投票用封筒を交付する場所を次のとおり定める。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

交付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所2階 特大會議室

(令和5年3月1日掲示済み)

草選委告示第6号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項の規定による投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日

当該選挙の告示日の2日前

(令和5年3月1日掲示済み)

草選委告示第7号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第1項の規定による各投票区投票所の氏名等の掲示および同条第2項の規定による期日前投票所または不在者投票管理者のうち選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法を同条第3項の規定により、次のとおり定める。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 令和5年3月31日
午後5時30分 |
| 2 場 所 | 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所4階 行政委員会室 |
| 3 方 法 | ① 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。
② ①で決まった順序により本くじを行う。 |

(令和5年3月1日掲示済み)

草選委告示第8号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターの掲示場を同法第144条の2第1項の規定により別紙の場所に設置したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

ポスター掲示場の設置場所 別紙のとおり（略）

（令和5年3月1日掲示済み）

選挙管理委員会公告

公告第1号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第1項の規定による個人演説会等の施設の設備程度を次のとおり定める。

令和5年3月1日

草 津 市 長
草 津 市 教 育 長
草 津 幼 稚 園 長
信 愛 幼 稚 園 長
若 竹 幼 稚 園 長
光 泉 カ ト リ ッ ク 幼 稚 園 長
認 定 こ ど も 園 草 津 カ
ト リ ッ ク 幼 稚 園 長
認 定 こ ど も 園 み の り 園 長
す ぎ の こ こ ど も 園 長
あ ゆ み こ ど も 園 長
渋 川 あ ゆ み こ ど も 園 長
さ く ら 坂 こ ど も 園 長
く さ つ 優 愛 保 育 園 モンチ園 長
さ く ら が お か こ ど も 園 長
さ く ら 坂 東 こ ど も 園 長
た ち ば な 大 路 こ ど も 園 長
あ さ ひ こ ど も 園 長

志 津 保 育 園 長
くるみこども園長
緑波くるみこども園長
若草くるみこども園長
ののみちこども園長
さくら坂南こども園長
T A M ランド野路こども園長
光泉カトリック中・高等学校長
滋賀県立草津高等学校長
滋賀県立草津東高等学校長
滋賀県立湖南農業高等学校長
滋賀県立玉川高等学校長
綾羽高等學校長
滋賀県立草津養護学校長
市営住宅笠縫団地集会所管理者
市営住宅矢倉団地集会所管理者
市営住宅玄甫団地集会所管理者
市営住宅常盤団地集会所管理者

個人演説会等の施設の設備程度 別紙のとおり